



Salles Sainz

Grant Thornton

# メキシコ進出 ガイドブック

メキシコに進出を考えている場合、現地における投資環境の知識、法律や会計、税務の枠組みに関する情報を正しく理解することが必須となります。

# 目次

03	序章
04	メキシコの概要
06	イントロダクション
08	事業開始にあたって
14	メキシコの税制環境
24	移転価格
27	メキシコへの輸入 / IMMEX - マキラドーラ プログラム
32	財務報告書、サステナビリティレポート、監査要件
35	労務
39	個人への課税
40	その他の税務上の留意点
41	電子会計
44	マネーロンダリング対策とテロ資金供与の規定
45	お問い合わせ先

# 序章

本ガイドブックは、メキシコに進出を考えている方のための実用的なガイドとして作成されました。

さまざまな側面の詳細まで網羅しているわけではありませんが、新規進出企業や既存のベンチャー企業が直面する可能性のあるメキシコの税制、法務、規制環境に関する最新の概要が記載されています。本ガイドをメキシコへの進出計画の出発点としてご活用いただき、お客様に合わせた的確なアドバイスについては、Salles Sainz Grant Thorntonまでお気軽にお問い合わせください。

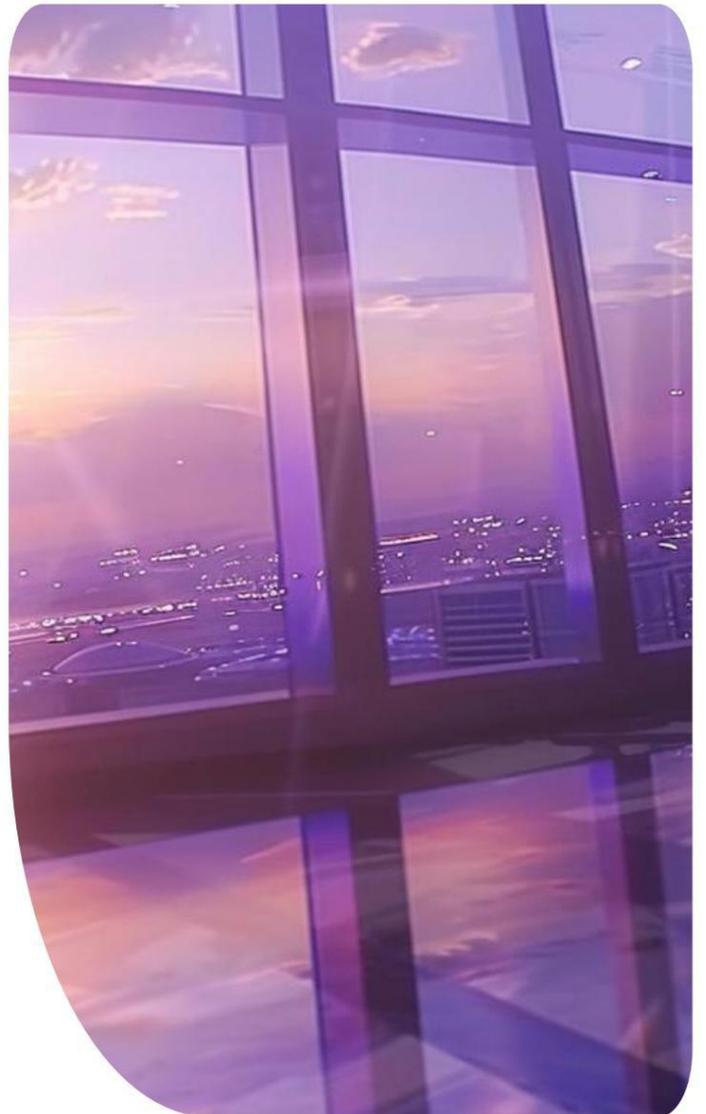
メキシコは、その戦略的な立地、貿易協定、そしてニアショアリングのブームなどを背景に、世界の投資家にとって、引き続き大きな機会を提供しています。同時に、労働法、税務コンプライアンス、サステナビリティ基準に関する近年の改革により、市場参入の成功と長期的な事業運営を確実にするためには、綿密な計画を考えることが必要となっています。

グラントソントン・メキシコは、クライアントの税務や規制上のギャップを埋めるだけでなく、国際展開の際に生じる可能性のある文化や業務上の課題についても、サポートできるように尽力しています。弊所の経験を活かし、お客様がこれらの複雑な課題を乗り越え、メキシコのダイナミックな経済環境を最大限に活用できるようサポートします。

お客様がリスクを軽減しながら、機会を最大化できるような戦略の策定、そしてそれを実行できるように、お客様に寄り添います。各国にあるグラントソントンの強みは、グローバル組織における品質の高さにあります。グラントソントン・インターナショナルのメンバーファームは皆、世界中で高品質なサービスを提供するという共通のコミットメントを共有しています。

グラントソントン・インターナショナルと各メンバーファームの間には、世界的なパートナーシップ関係はなく、サービス自体は各メンバーファームによって提供されます。各メンバーファームは各国における代理人という立ち位置ではなく、義務を負う関係ではありません。

各メンバーファームは、各国ローカルファームの行為や省略事項について責任を負いません。詳細については、最寄りのグラントソントンのメンバーファームにお問い合わせください。



# メキシコの概要

## 正式名称

メキシコ合衆国

## 首都

メキシコシティ

## 場所

北アメリカ大陸南部に位置する国で、北はアメリカ合衆国、南東はベリーズとグアテマラ、東はメキシコ湾とカリブ海、西は太平洋に面しています。

### 人口

INEGI（国立統計地理情報院）とCONAPO（国勢調査評議会）の推計によると、2025年第1四半期のメキシコの人口は約1億3200万人に達し、2020年の人口・住宅国勢調査（1億2600万人）と比較して、約600万人の増加、2010年と比較すると約1900万人の増加となります。

### 通貨

公式通貨はメキシコペソ（MXN）です。ただし、国境の都市や一部の観光地では、米ドルも使用されています。現在、価値の異なる紙幣が9種類、硬貨が9種類あります。

### 言語

公式言語はスペイン語です。首都や大都市のビジネス界隈における、英語の普及率は高いとされています。

### 国コード

+ (52)

## 地理と気候

メキシコは1,964,375平方キロメートル（758,449平方マイル）の面積を有し、広大な高原と多様な地形を特徴としています。国土の約59%は乾燥地帯または半乾燥地帯に分類されます。標高の違い、多様な地形、そして太平洋とメキシコ湾の影響により、メキシコの気候は大きく変化します。

## 主要都市圏の人口

メキシコシティ	22,752,414人
グアダハラ	5,578,582人
モンテレイ	5,272,358人
プエブラ	3,443,286人
トルカ・デ・レルド	2,719,517人
ティファナ	2,333,215人

(2025年のデータ)

## 経済

INEGI（国立統計地理情報院）は、メキシコのGDPが2025年第1四半期に1.0%成長し、世界的な不確実性の中においても、穏やかな経済パフォーマンスを反映していると報告しました。

主要な経済産業（農業、畜産）は四半期中に1.2%縮小しましたが、先述の増加のおかげで、年間においてもわずかな成長を維持できました。

第二次産業（工業、製造業）は、ニアショアリング主導の投資に支えられ、前四半期比0.8%、前年比2.1%拡大しました。

第三次産業（サービス業、商業）は、引き続き成長の原動力となり、四半期で1.6%増加、年間で3.9%増加し、

2020年のパンデミック関連の減速を除けば、

2015年以来の力強い傾向を

継続しています。

# メキシコの概要

## 経済

国際通貨基金（IMF）は、2025年4月初旬、メキシコ経済が2022年の3.2%、2024年の2.0%の成長率から減速し、2025年には1.0%の成長に留まると予測しました。この緩やかな成長傾向は、インフレ率の大幅な低下を伴い、2025年9月のインフレ率は3.7%に低下し、中央銀行の目標範囲内ではあるものの、2021年初頭以来の最低水準となりました。価格調整は、季節的な電力補助金と主要農産物の価格低下によって行われており、コアインフレ率は引き続き徐々に減少し、家計消費と企業信頼感を支える要因となっています。

## GDP 国内総生産 / PPP 購買力平価

2024年第1四半期から2025年第1四半期にかけて、メキシコの一人当たり実質労働所得の平均額は、全国で5.8%増加し、約3,210ペソから3,396ペソまで上昇しました。この所得上昇は、最低賃金の調整、正規雇用の創出、そしてインフレの緩和による持続的な賃金上昇を反映しており、家計の購買力が強化されることで、国内消費を支えています。

## 主要産業

2025年3月、メキシコの工業生産率は前年比2.3%増加しました。これは、第一次産業の堅調な伸びが牽引したもので、電力・水道供給は4.5%増、鉱業は2.8%増、建設は2.4%増、製造業は1.7%増となっています。この実績は、インフラとニアショアリング関連の製造産業への継続的な投資を反映しており、世界的なサプライチェーンの変化の中で、メキシコにおける産業の強化へと繋がっています。

## 天然資源

メキシコは石油、銀、アンチモン、銅、金、鉛、亜鉛、天然ガス、木材などの天然資源が豊富です。

## 主な貿易相手国

メキシコの主要貿易相手国には、米国、カナダ、中国、ドイツ、日本が挙げられることから、メキシコがグローバルサプライチェーンに深く関わっていることが反映されています。主な輸出品は、自動車・自動車部品、電子機器、機械、石油・鉱物燃料、化学製品、鉄鋼、繊維・衣料、食品・飲料です。

メキシコの貿易戦略の重要となる鍵は、世界市場に対する開放性と多様化を促進する広範な自由貿易協定のネットワークです。現在、メキシコは北米、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、アジアの45か国と協定を結んでおり、各国にメリットを与えることで、世界で最もネットワークの広い経済圏の1か国としての地位を強めています。

## 政治・法制度

メキシコは、32の州からなる連邦制、民主制、世俗主義の共和国であり、連邦政府はメキシコシティを拠点としています。行政、立法、司法の三権による牽制と均衡のシステムの下で運営されています。

行政府の代表となる大統領は国民投票により選出され、任期は6年です。立法府は上院（128議席）と下院（500議席）で構成され、多数決と比例代表制の組み合わせによって選出されます。

2025年に実施された大規模な司法改革により、司法制度は一変しました。最高裁判所は現在、従来の任命制度に代わり、全裁判官が一般投票で選出され、任期は12年、再任不可の9名の判事によって構成されています。

さらに、すべての連邦裁判官と治安判事は国民によって選出され、司法行政機関と司法懲戒裁判所という新しい機関が設立され、行政と倫理を監督することになりました。この改革は、メキシコの憲法上の自由を維持しながらも、権力のバランスを大きく変えることになりました。

# イントロダクション

## メキシコでの法的拠点が必要な場合

ますますダイナミックで競争の激しいビジネス環境において、戦略的意思決定を行うには、正しく明確で、結果を重視した情報収集が必要です。メキシコにおける法的な拠点は、一般的には外国投資家にとって重要な投資を意味します。メキシコにおいて法人を設立した場合、同国の法律、会計、税務の要件を遵守する必要があります。

そのため、メキシコに法人拠点を設立するかどうかは、深く検討すべき事項でもあり、特に次の点について考える必要があります。

- ・外国投資家のニーズに最適な拠点形態とはどのようなものか？
- ・法的拠点は必須なのか？もしくはオプションか？

メキシコの法律においては、一時的な事業を除き、メキシコで事業を行うことを希望するほとんどの企業に対し、メキシコに法的拠点を設立することを強く推奨しています。

検証可能なデータと十分な根拠に基づく結論に基づき、リスクを予測し、改善点を特定し、競争優位性を最大限に活用するための包括的な視点を提供することを目指しています。メキシコにおける法的拠点の設立が必要となる可能性のある、あらゆる状況を分析することは、本ガイドブックの範囲を超えてはいますが、実際の活動においては、法的拠点の設立を促進する傾向があります。

活動の内容によっては、

### 恒久的施設（PE）が必要となる場合もあります

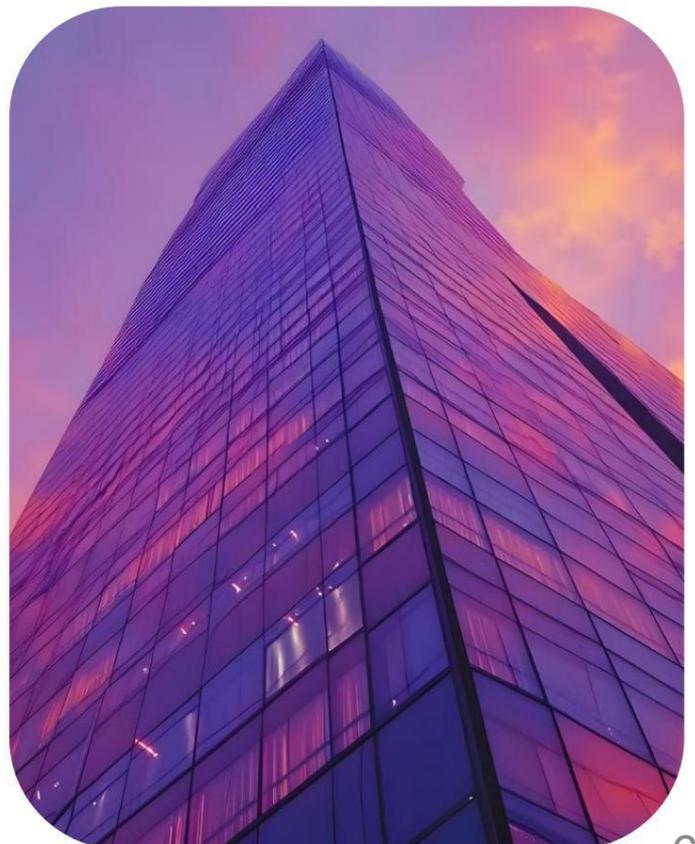
経済協力開発機構（OECD）のモデル租税条約や国際慣行に定められている通り、メキシコ税務当局は、法的拠点が確立されていない場合であっても、特定の種類の取引については、税務上、メキシコ国内に拠点が存在するとみなします。この拠点は一般的に、恒久的施設（PE）として知られています。PEは、通常メキシコ法人と同様の税務上の取扱いを受けることになります。メキシコ当局がPEの存在を認めた場合、法人所得税、罰金、および延滞税を課すことがあります。PEに関する規定は、メキシコで事業活動を行う企業又は個人の居住国とメキシコの間で租税条約があるかどうかによって異なる場合もあります。

租税条約が結ばれている場合は、その規定が優先適用され、そうでない場合はメキシコ国内の規定が適用されます。例えば、メキシコは米国と租税条約を締結しており、この条約では恒久的施設の存在に関する規定が定められています。

メキシコで事業を展開したい米国企業は、PEの存在を判断するため、米墨租税条約の規定を考慮する必要があります。他国の場合においても同様で、まずはメキシコと租税条約が結ばれているかを確認し、条約が結ばれていない場合においては、メキシコの国内法が適用されることになります。

## メキシコ国内での従業員雇用

メキシコで従業員を雇用する必要がある場合は、メキシコで法人を設立することで従業員雇用を行うことができますが、独立した代理店や個人と契約を結ぶことで、従業員雇用を回避している企業もあります。しかし、このような契約を結んでいる場合、メキシコ税務当局は同国における外国法人をPEとみなす場合もあります。それぞれのケースにおいて、最善のオプションを決定するためには、より詳細な分析を実施する必要があります。



# イントロダクション

## 駐在員事務所

外国企業は、メキシコ税務当局から恒久的施設（PE）とみなされることなく、メキシコに駐在員事務所を設立することができます。

メキシコの所得税法上、駐在員事務所では、海外の親会社に収益をもたらさない情報提供や支援（配送用の倉庫保管、給与計算等）など、補助的な活動のみが許可されています。

納税者（企業）は、駐在員事務所として認可を受けるために、当局に対して、書面による申請を提出しなければなりません。駐在員事務所設置の際に、納税番号の取得を求められるケースもあります。

当局による前述の認可がなければ、外国企業はいかなる商業活動も行うことができません。



事業開始にあたって

# 事業開始にあたって

## 法務関係で考慮すべき事項

### 一般要件

メキシコに法的拠点を設立するという決定が行われた後は、事業構造に応じて、最も都合の良い法人形態を選択することや、事業を遂行するのに適した組織を選択するなど、その他決定すべき事項が追加されます。

メキシコで会社を設立する流れは、米国で似たような会社を設立する場合よりも、手続きが大変な場合が多いのが特徴です（メキシコの法制度は、コモンローではなく民法に基づいています）。新しい会社を設立するために、定款をメキシコの公証人に提出する必要がありますが、多くの場合は非常に時間と費用がかかる手続きとなります。

### 事業形態

メキシコの法律が複雑であること、また国際取引や国境を越えた取引投資は非常に重要な取引であるため、外国人投資家がメキシコで事業を行う際には、最も適切な事業形態を選択する必要があります。

NAFTA（USMCA）の再交渉に伴い、投資家はこれまで以上に、様々な法律に含まれる規則、機会、そして障害について認識しておく必要があります。

そのため、メキシコ国内またはメキシコとのビジネスの可能性を検討している個人や企業は、事業目標を可能な限り達成するために、慎重に事業計画を立てなければなりません。

投資家における懸念の一つに、メキシコ国内で使用する事業形態の選択が挙げられます。外国人投資家は、メキシコで最も都合の良い事業形態を選択するために、税制上の優遇措置と限定的な事業形態という2つの側面を考慮する必要があります。

メキシコ会社法（スペイン語の略称として「LGSM」）によると、企業は実に多様な事業形態から選択できるようになっています。しかし、メキシコで事業を行う外国人投資家が、最も一般的に使用する事業形態は、「Sociedad Anónima de Capital Variable（可変資本株式会社）」（以下「SA」）と「Sociedad de Responsabilidad Limitada de Capital Variable（合同会社）」（以下「S de RL」）です。「SA」は株式会社である一方、「S de RL」は非公開の会社形態であり、有限責任会社のように、株式会社とパートナーシップを組み合わせた形態をとることができます。

前述の法人形態は両方とも、株主に対して有限責任を負い、メキシコの法律下においては、同じ税金を課せられますが、「S de RL」においては、米国における課税ではパートナーシップとして処理されるように、構造化することが可能です。

「S de RL」の性質として、外国税額控除を適用し、米国における所得税額控除として、メキシコの法人税を相殺することができます。またメキシコ法人の損失を、米国所得から控除する権利も認められるので、個人の米国株主にとってはメリットとなります。

さらにメキシコの法人をパートナーシップ扱いとすることで、特定の条件はありますが、メキシコ法人の損失を、米国法人のその他の所得から控除することも可能です。



# 事業開始にあたって

項目	株式会社 (SA)	合同会社 (S de RL)
出資要件*	株主 (2名以上) 自由に譲渡可能 株式 (取締役会の承認は不要)	パートナー (2~50名) パートナーシップの持分 (パートナーの変更、新規パートナーの加入には、パートナー会議の承認が必要)
米国における扱い	米国の税務上は株式会社と見なされる	米国の税務上は支店と見なされる (パススルー事業体)
最小資本金	義務とされている最低額の設定はないが、会社に支払い能力と信頼性を提供し、かつ将来的に新会社が事業を開始するための資金調達方法 (資本増強、融資を定義する必要がないほどの、十分な資本を定めることが推奨される)	
管理構造	単独取締役が取締役会の設置から選択	
管理監視体制	株主総会の決議により、個人または複数の個人からなるグループが選任される。「コミサリオ」という監査役、または法定監査人/監査役会が、取締役会または単独取締役の活動を監督し、株主に報告を行う	定款または会議において、パートナーが監査役会を設置するかどうかを決定でき、その構成要員についても決定することができる

\* 外国投資法 (スペイン語の略称「LIE」) に定められている事項の他に、株主の国籍や居住国についての制限はありません。株主がメキシコ居住者でない場合は、メキシコにおける法定代理人を選任する必要があります。

さらに証券市場法では、以下の種類の事業組織が想定されています。

- I. 投資促進株式会社  
(Sociedades Anónimas Promotoras de Inversión、通称「SAPI」)
- II. 証券投資促進会社  
(Sociedades Anónimas Promotoras  
Inversión Bursátil、通称「SAPIB」)
- III. 証券株式会社 (Sociedades Anónimas Bursátiles、通称「SAB」)

メキシコでは後述する事業形態の選択も可能ですが、パートナーに対して限定的な責任を負うことがないため、外国人投資家が利用することはありません。



# 事業開始にあたって

## パートナーシップ

- I. ゼネラルパートナーシップ（合名会社）
- II. 有限責任パートナーシップ（合資会社）
- III. 株式有限責任組合（株式合資会社）
- IV. 有限責任組合（民事会社）

## その他

- I. 合併事業（参加組合）
- II. 外国企業の支店
- III. 民間団体（非営利）
- IV. 個人事業主（個人税制スキーム）

## 委任状（POA）

取締役会には通常、会社を代表して特定の活動を行うための委任状が付与されます。株主は、以下のいずれかの種類の委任状を、取締役会に提出することができます。

### I. 管理行為についての全権委任状

本権限は、事業におけるすべての管理行為を実行する権限が含まれる。公的および民間機関の文書処理、社会保険庁、税務当局、税関などの行政機関への手続き、あらゆる種類の当局への申請書の提出等が含まれる。

### II. 訴訟及び回収についての全権委任状

事業の法務に関する任務、訴訟を遂行するための権限であり、企業の法的権利を守るために、企業に代わって、任命された個人が関係当局に対し、行動ができるようになる権利である。裁判での弁護人として行動し、仲裁に参加し、支払いを強制・徴収し、企業に代わって請求や訴訟を提示することが可能である。

### III. 労働に関する事項についての委任状

労働問題に関するあらゆる事項について、雇用主（企業）に代わって、個人が行動できる権限であり、労働組合との交渉、社会保険庁や労働局への問い合わせ、協定の策定、当局との交渉や意思決定の承認が含まれる。

### IV. 銀行及び取引所に対する特別権限

この権限により、個人は企業に代わって、証券を取り扱い、規定の範囲内で企業のための銀行取引や管理業務を遂行することができる。

### V. 所有行為についての委任状

この委任状の目的は、財産およびそれに関連する決定事項に関して、所有者の権限を代理人に付与することである。この権限を有する代理人は、会社の資産（不動産および動産を含む）の取得、ならびにこれらの資産に対する抵当権、担保権、および担保権の設定に関連する、すべての行為を行うことができる。この権限は会社の資産の一部または全部を自由に利用できるようになるため、通常、パートナーまたは株主にのみ付与され、従業員にはほとんど付与されない。

### VII. 委任状を付与し、取消す委任状

権限を委任した人物が必要な時に対応できない場合、この権限は有益なものである。株主総会を開催する必要なく、与えられた権限を他の人に委任することができる。公証化された委任状のみで手続きが完了するため、時間を大幅に節約でき、通常は管理行為、訴訟、債権回収、労働問題に関する権限の委任において、使用されるものである。



# 事業開始にあたって

## 株主（又はパートナー）総会

### I. 通常株主総会

会社の会計年度終了後4ヶ月以内に、通常株主総会の開催が必須とされています。この会議の主な目的は、業績の評価、監査委員会の任命、経営陣が提出した報告書の承認などです。株主総会で話した内容、総会に要した時間などを、会社記録簿に記録することが重要です。

### II. 臨時株主総会

開催は必須ではありませんが、資本拠出や償還、清算、合併など、法律で定められた非常に具体的な内容を議論するために開催されます。総会議事録は公証化され、商業登記所に提出されなければなりません。

# 事業開始にあたって

## 登録手続き

他の多くの国と同様、メキシコ国内で事業を行う新規設立法人には、複数の連邦機関への登録が義務付けられています。州政府や地方自治体も、各地方機関への登録を求める場合があります。新規設立法人すべてに必須の登録もありますが、事業内容によって登録の必要性が異なるものもあります。

新規設立法人に必要な登録内容を、下記に記載しています。ただし、いくつかの連邦機関は、その登録に際して、法定代理人がメキシコ国民、またはメキシコでの労働許可を持つ外国人であることを求める場合もありますが、その理由としては、何らかの問題が発生した場合に、会社が法定代理人として任命した個人を該当局が求められるようにするためです。どの機関に対しても、同じ個人を法定代理人として任命することが一般的です。

### I. 必須の登録手続き

#### ・財産・商業登記所

公証人が会社の最終版となる定款の認証コピーを提出した後、会社の住所がある市町村の財産・商業登記所（スペイン語の略語で「RPPC」）に提出する必要があります。

#### ・連邦納税番号（スペイン語の略語で「RFC」）

新しく設立されるすべての企業においてRFCの取得が必須となり、請求書の発行に必要である電子署名の取得、電子納税申告書の提出、その他の連邦提出資料や報告書、情報提供申告書の提出、銀行口座の開設など、様々な手続きに不可欠な番号となります。RFC取得の際には、メキシコ国内の税務上の住所を提示する必要があり、この住所に対し、税務当局があらゆる種類の通知を行うこととなります。登録が完了すると、受領証明書が発行されます。

#### ・経済省外資局

主に外国の資本が入っているすべての法人については、経済省外資局（スペイン語の略語で「RNIE」）への登録が必要となります。四半期ごと、または年次報告書を提出する必要があり、その義務を怠る場合には罰金が科せられる可能性もあります。

#### ・メキシコ企業の情報システム

メキシコでは、新設法人は、関与することになる特定の業種について、政府機関等への登録が求められます。このメキシコ企業の情報システム（スペイン語の略語で「SIEM」）への加入は、必要書類及び窓に貼るステッカーで証明され、事業の主要なデータについては毎年の更新が必要です。

#### ・メキシコ国立統計地理情報院

メキシコ国立統計地理情報院（スペイン語の頭文字で「INEGI」）と呼ばれる機関では、事業活動に関する統計データを編さんしています。こちらの機関への登録は任意です。

#### ・その他の登録

上記に挙げた事項はすべてを網羅しているわけではありません。企業の所在地、業種、株主の国籍など、各事業形態によって、他の登録が必要となる場合があります。





# メキシコの税制環境

# メキシコの税制環境

本ガイドブックは、メキシコでビジネスを行うことに関心のある人々のための実用的なガイドとして作成されました。本書は、取り上げられているトピックの細部まで網羅してはおりませんが、新規企業や既存のベンチャー企業が直面する可能性のあるメキシコの税制、法務、規制環境に関する最新の概要を提供していますので、ぜひ本ガイドブックをメキシコへの投資計画の出発点としてご活用ください。また個別のお問合せやご相談につきましては、Salles Sainz Grant Thorntonまでお気軽にお問い合わせください。

メキシコ法人は全世界所得に対して、メキシコ法人所得税が課されます。外国税額控除（FTC）制度も存在し、一般的には、外国源泉所得に対し、海外で支払われた直接所得税、および外国子会社が利益をメキシコに還元する際に、海外で支払われた間接法人所得税を還付するために申請できます。メキシコの税務上の機能通貨は常にメキシコペソ（MXN）で、他の通貨を機能通貨として選択することはできません。

税金の徴収、執行、租税犯罪の訴追及びその他の業務上の手続きは、日本の国税局・税務署に相当する税務当局（スペイン語の頭文字で「SAT」）が実施しています。税務申告書、還付申請、再編及びメキシコの課税に関連するその他の許可に係る申請書についても、SATに提出する必要があります。

## 法人所得税

メキシコ法人の所得に対しては、30%の連邦法人所得税率を適用しています。メキシコの州による地方所得税はありません。

税務申告は月単位の予定申告を行わなければならない、年度末の税務申告は、翌年3月31日までにを行う必要があります。

行った月々の支払はすべて、年間の未払法人所得税に対する前払いとみなされます。申告書の提出期限の延長は認められず、法律により、すべての法人は暦年が事業年度です。

メキシコで事業活動を行う非居住者は、固定の事業所（事務所、支店、代理店、工場など）を有する場合、またはメキシコ国内の個人を通じて、メキシコ国内で事業活動を行う場合、恒久的施設（PE）とみなされる可能性があります。PEは、メキシコの法人と同様に、該当の個人や事業所を通じて行われる活動に起因する所得に対して、所得税が課されることとなります。

それぞれのケースにおいて、外国居住法人がメキシコで行っている、または行う予定の業務を分析し、PE リスクがあるかどうかを分析することが非常に重要です。PE リスクがある場合、このテーマに特化する規制はないので、リスクと不確実性を回避するために、メキシコの法人を設立する方が賢明である可能性があります。

次のページで、メキシコ所得税法に関連するいくつかの特記事項を列記します。



# メキシコの税制環境



インフレ調整



法人税



租税条約



源泉税



タックスハイブンプン制度



配当金と資本償還



税務上の欠損金



税額控除

## I. インフレ調整

メキシコ法人の設立を考える際、外国投資家が考慮すべき重要な益金（損金）項目は、債権・債務に付随するインフレ調整といわれるものです。

インフレ調整においては、債権と債務の年間平均残高を算出し、債務の残高の方が大きい場合、インフレ調整は益金となり、その逆の場合には損金として考慮されます。益金もしくは損金となるインフレ調整額は、債権または債務の年間平均残高と、メキシコにおける年間インフレ率で算定されます。

## II. 損金算入項目

メキシコ法人が事業を行うにあたり、必要不可欠とみなされるすべての原価や費用は損金算入対象となります。

メキシコの法人所得税上、原価や費用が損金算入の対象となるためには、適切に記帳されている必要があり、すべての要件を満たした税務インボイスによって、サポートされている必要があります。また損金の種類によっては、追加の要件を満たさなければならない場合もあります。

メキシコ税法では、支払うべき法人所得税を算定するための損金不算入費用についてのリストが挙げられており、特定の費用については、損金算入限度額及び損金算入要件が規定されています。また、為替差損を含む関連会社間の取引で適用される過小資本税制や利子控除制限、みなし配当、その他の類似の濫用防止規制などもあります。

# メキシコの税制環境

## III. 関連会社間取引

関連会社間取引については特に注意が必要です。プロラタ（グループ会社間での比例配分方式）ベースの費用や費用の付け替えは原則損金不算入です。更に、対税務調査にあたっては、サービス提供等を受けている実体の証明が不可欠です。関連当事者間におけるすべての取引は、独立企業間価格によらなければならない、移転価格スタディが必要となりますが、詳細については本ガイドブック後半で説明します。

## IV. 租税条約

メキシコには二重課税を回避するための多くの租税条約があり、以下に条約締結国の一例を記載します。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、チリ、中国、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、韓国、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦 (UAE)、英国、米国、ウルグアイなど。

租税条約は、特定の種類の支払いに適用される源泉徴収税の減額や免除が設けられている点で、恩恵を受けることができます。この特典を受けるためには、メキシコ法人は税務居住証明書を取得する必要があります。

## V. 源泉徴収

メキシコでは一般的に、メキシコ国内源泉所得にある場合には、メキシコ居住者及び法人が非居住者及び外国法人に対して行う支払につき、源泉徴収を課しています。その支払に適用される源泉徴収税率は、非居住者及び外国法人が得る収入の種類や、利子については法人形態によって異なります。

サービス提供に関しては25%、企業間の利子については最大35%の源泉徴収税が発生するため、租税条約が締結されているかどうかを確認することが、非常に重要となります。

## VI. タックスハイブン税制

メキシコ居住者およびメキシコに恒久的施設（PE）を有する外国人居住者は、低税率の管轄区域、またはタックスハイブンに所在する企業から生じるすべての収益に対して、納税義務があります。これは事業活動から生じる収益には適用されず、受動的所得のみに適用されます。

タックスハイブンは、法人所得税が課されない、または課される税率がメキシコの現行法人所得税率と比較し、75%以上低い管轄区域を指します。メキシコの法人所得税率が30%である限り、管轄区域がタックスハイブンとみなされることを回避するためには、その75%である22.5%が最低所得税率となります。

## 22.5%未満

所得税率が22.5%未満の管轄区域を  
低税率の管轄区域とみなします

（一部例外適用もあり）

# メキシコの税制環境

## VII. 配当および資本の償還

メキシコ法人が株主へ資本を払い戻せる方法は2つあります。

### A. 配当

配当については、税務上の未処分利益（スペイン語の頭文字で「CUFIN\*」）を超えて配当した場合には、その超過部分につき配当支払法人に対して法人所得税が課されます。CUFINとは、メキシコにおけるすべての法人が設定すべき税務科目で、すでに法人所得税を支払った課税所得額が記載され、インフレ調整も行われます。この配当分配に対する追加の法人所得税は、配当実行の課税年度およびその後の2年間の確定法人所得税から控除することができます。

法的には会社に十分な利益余剰金がない場合、配当を行うことは出来ません。

またメキシコ法人がメキシコ居住株主や個人へ支払う配当には、10%の源泉徴収率が課せられます。これは2014年に改正されたもの（それ以前は免税）なので、課税所得に応じた配当の支払が2013年よりも前に行われており、そうした配当が2013年度の税務上の未処分利益（CUFIN）残高（法人所得税をすでに支払った利益）から生じている場合には、源泉徴収は発生しません。

各国と締結されている租税条約によっては、配当の支払いの際の源泉徴収率が5%であったり、免税の場合もありますが、実際のケースに応じて確認する必要があります。

\*税務上の未処分利益のこと。各年度において課税所得から法人所得税額と一定の損金不算入額を控除して計算され、現時点までのインフレ調整を加味した金額。課税所得が発生した年度に限り累積される。

### B. 資本償還

CUCAと呼ばれる税務上の資本金は（実質的に行われた資本取引及びインフレ調整を反映）は、株主により支払われた資本金を表しており、インフレ調整の対象です。

払い戻される金額がCUCA残高より高い場合には、その差額は課税対象となる分配金（みなし配当）とみなされ、前述の「A. 配当」で説明されている通り、法人所得税課税が当該みなし配当に対して適用されます。

更に、会計上の純資産価額（equity）とCUCAとを比較し、純資産価額の方が高い場合には、その純資産価額とCUCAの差額は、みなし配当として課税されます。純資産価額がCUCAよりも低い場合には、みなし配当を考慮する必要はありません。

## VIII. 税務上の欠損金

メキシコ所得税法によると、税務上の欠損金とは、益金算入と損金算入（所得控除含む）の差額であり、ある課税年度において後者の方が大きい場合を指します。法律上は、10年間の繰越期間が設けられており、この期間内に過年度に発生した税務上の欠損金を、将来の課税所得から減額することが認められていますが、繰戻しは認められていません。

その後の各課税年度に繰越欠損金を適用する際には、この欠損金はインフレ率によって更新される必要があります。

また、税務上の欠損金は法人固有の税務上の属性であるため、他の事業体に譲渡することはできません。会社が他の株主に売却された場合の欠損金の使用については、濫用防止規制がいくつか設けられています。

さらに合併の場合、税務上の欠損金は合併後の事業体へ譲渡することはできません。存続事業体で欠損金が発生した場合、その適用範囲は欠損金が発生した事業活動と同一の事業活動で得られた課税所得に限定されます。つまり、合併後の事業体が存続事業体に異なる種類の事業を譲渡した場合、その欠損金は将来の課税所得には適用されません。



# メキシコの税制環境

## 連邦税間の相殺

2019年1月1日より、異なる連邦税（VAT、法人所得税、給与に係る源泉徴収税など）の間で、その残高（還付ポジション、支払ポジション）同士の相殺が出来なくなりました。

現状では、同一種の連邦税においてのみ、残高同士の相殺が可能です。

また、2024年1月以降、納税者が「申告・納付サービス」を通じて、予定納税申告書、確定申告書、年次納税申告書を提出した時点で、税額相殺通知書の提出義務が履行されたものとみなされることになりました。

## 付加価値税

付加価値税（VAT）は、メキシコ国内で生じる物品、サービス、物品リース販売など、ほとんどの取引に対して適用されます。当該取引には、外国からの物品又はサービスの輸入も含まれ、16%の税率が各取引に適用されています。マキラドーラ企業（IMMEX）による一時的な物品輸入に対するVATについては、特別な規定が適用される場合がありますが、詳細については後ほど当該セクションで説明します。

VATには、販売が成立した際に買手に請求される受取VAT、及び、購入した際に売手に支払われる、支払VATがあります。差額がプラス（受取VATが支払VATよりも大きい）の場合には、その差額分を月々のVAT申告の際に税務当局（SAT）に納めます。差額がマイナス（支払VATが受取VATよりも大きい）の場合には、現金還付又は相殺の請求を毎月に行うことができます。

VATは手続きが簡単な税金であると考えられますが、場合によっては、キャッシュ・フローへ相当な影響を生じさせる可能性があります。さらに、VAT現金還付は外国法人には認められない場合があるため、適切な予防措置を講じておかなければなりません。適切なVATプランニングは、VATに対するネガティブな影響を回避する上で必要といえます。

## 民法上の相殺はVATの支払方法ではない

2023年3月15日、メキシコ最高裁判所は、民法上の相殺行為はVATの支払方法とはカウントされず、また還付請求の対象や税額控除にも使用できない、とする判例を出しました。

最高裁判所の判決によると、VATは現金で支払わなければならない、ということになります。

## メキシコ北部国境地域税制優遇令

2018年12月31日、メキシコ政府はメキシコの北部国境地域で、事業を展開する納税者に適用される優遇措置である、メキシコ北部国境税制優遇措置令を発布しました。

本優遇措置では、2019～2020年度の法人税率を30%から20%に削減し、月次予定納税と月次確定申告の両方で適用することができます。VATについては、VATの通常税率16%のうち、50%に相当する税額控除を適用できます。

この優遇措置は、新たな投資を誘致し、競争条件をさらに改善するために発令されたもので、メキシコ北部国境地域に居住する納税者の経済を活性化させることが目的です。

この恩典を受けるためには、法令および税務当局が公布した特別規則に定められた特定の手続きを遵守する必要があります。

メキシコ政府は2025年12月31日、2019年1月1日から施行されているメキシコ北部国境地域税制優遇令の適用期間を、2026年12月31日まで延長すると発表しています。

# メキシコの税制環境

## メキシコ南部国境地域税制令

2020年12月31日、メキシコ南部国境地域で事業を展開する納税者に適用される優遇措置を含む、南部国境地域の税制優遇法令を発表しました。

この法令に含まれる恩恵の中でも特筆すべき事項は、発生した年間所得税額の3分の1に相当する税額控除を受けられることです。

VATについては、VATの通常税率16%のうち、50%に相当する税額控除を適用できます。

メキシコ政府は2025年12月31日、本優遇令の適用期間を、2026年末まで延長すると発表しています。

## 「テワンテパック地峡」に

## おける投資促進令

2023年6月、「テワンテパック地峡」の開発地域内で、一部の経済活動を行う納税者に対して、投資を促進する法令が発表されました。

### 税制優遇措置と恩典

この法令に含まれる恩典としては、次の点が挙げられます。

1. 発生した年間所得税に対して、最初の3年間は100%相当の税額控除、次の3年間は50%相当の税額控除が適用される。ただし、ガイドラインで定められた最低雇用水準を超えている場合は、税額控除は90%相当となる
2. 6年間、新規固定資産の購入金額の100%を即時償却する
3. 付加価値税に対する税額控除（100%相当、4年間）を行う

### 経済活動

本政令の税制優遇措置および特典の対象となる経済活動は次のとおりです。

1. 電気・電子
2. 半導体
3. 自動車（電気自動車）
4. 自動車部品および輸送機器
5. 医療機器
6. 医薬品
7. 農産業
8. 電気エネルギー（クリーンエネルギー）
9. 機械設備
10. 情報通信技術
11. 金属および石油化学製品
12. その他、「テワンテパック地峡」大洋間回廊の統治委員会が決定する事項



# メキシコの税制環境

## デジタルサービス

2020年6月以降、デジタルサービスに関する新たな規則が制定されました。この規則は、メキシコに恒久的施設を持たない海外居住者が所有し、メキシコ居住者にデジタルサービスを提供する技術プラットフォームに適用されます。これらの海外居住者は、該当サービスに対して16%の付加価値税（VAT）が適用され、納税者番号を取得するなどの義務を負います。

また、デジタルプラットフォームを通じて、商品やサービス売買の仲介者として活動する海外居住者は、取引価格とVATを徴収し、提供者への支払いから50%を源泉徴収する必要があります。

2026年4月から、デジタルサービスを提供する者は、税務当局が納税者の納税額を把握するために必要な情報に、オンラインで常時アクセスできるようにする義務が生じます。この義務が履行されていない場合、税務当局はデジタルプラットフォームへのアクセスをブロックすることができます。この新しく追加された義務を、どのように履行すべきかについての詳細は、今後新しい規則が公表される予定です。最後に、2026年1月以降、デジタルサービスに対するVATに加えて、デジタルプラットフォームを通じて、最終カスタマーであるメキシコ居住者に提供される、暴力的な内容を含む、成人向けの過激なビデオゲームには、8%のIEPS（生産サービス特別税）税率が適用されることになりました。

## 給与に関する諸税

メキシコの雇用主は、従業員が負う同様の義務に加えて、給与計算義務も負います。雇用主は、従業員から所得税と社会保険料を源泉徴収し、税務当局及び社会保険庁に申告・納税する必要があります。また、社会保険料、住宅基金積立、退職年金積立への追加拠出（雇用主負担）も義務付けられています。その上、メキシコの給与税が地方自治体によって課税されます。税率は事業を展開する州によって異なりますが、2%～3%の範囲で税率が課せられます。この税金は通常、従業員数に応じて、月次または四半期ごとに申告・納税しなければなりません。

給与に関する諸税には、以下のものが含まれますが、これらに限定されません。

### I. 社会保険料

雇用主は、IMSS とも呼ばれるメキシコ社会保険庁に従業員を登録し、従業員の給与額の約30%を社会保険庁に支払う必要があります（各従業員は、自身の給与額の3%を納める必要があります）。さらに労災保険として、従業員の給与額の0.5%～15%の金額を支払う必要があります。

### II. 住宅基金積立

雇用主は、従業員の給与額の5%を、労働者住宅基金公社（通称、INFONAVIT）と呼ばれる住宅基金に、追加拠出する必要があります。当該基金は、低価格住宅の購入に資金を提供する目的で設計されています。

### III. 退職年金積立

雇用主は、従業員の給与の2%を個人年金口座と呼ばれる、退職年金基金に拠出する必要があります。当該口座は、停職及び老齢に対する支払で構成されています。

## 納税申告書の提出

前述の通り、メキシコで納税申告を行うには、納税者番号（RFC）が必要です。更に、会社の法定代理人は電子署名（e.firma）を申請する必要があります。税務当局は、この電子署名を通じてパスワードを発行し、会社に代わって納税申告手続きを完了することになります。





# 移転価格

# 移転価格

## 納税者の義務

独立企業間原則は、OECDが推奨する国際移転価格基準であり、メキシコ所得税法（スペイン語の頭文字で「LISR」）上においても採用されました。この原則は、関連者間の商業及び金融取引に適用されています。この原則では、関連者間取引は、それぞれが自身の利益を最優先にして行動する非関連者間で行われたかのように評価しなければならないとされています。

これに関して、LISRは、「関連者との取引を行う納税者は、本法律の目的上、比較対象取引において独立第三者が使用したであろう価格と対価の額を用いて、総所得及び認められる所得控除額を算定する必要がある」と示しています。2022年の時点においては、関連者について国内と外国における違いは言及されていません。つまり、国外関連者だけではなく国内関連者も含みます。

メキシコにおける移転価格についての定義及び納税者の義務については、LISRで規定されており、その解釈については、OECDが発表している多国籍企業・税務管理向けの移転価格ガイドラインを参照するように、述べられています。

## 関連者

LISRの移転価格規定に従う義務は、関連者間取引を実行する納税者に適用されます。この関連者とは、「2人以上の者につき、そのうちのいずれかの者が直接あるいは間接に他者の管理、支配又は資本に関与しているか、又は、1人もしくはグループが直接あるいは間接に当該者の管理、支配又は資本に関与している場合に、関連者であるとみなされる」とされています。

関連者は、個人又は法人、メキシコ居住者又は外国居住者である可能性があることに言及しておかなければなりません。

## 関係書類

関係書類には、少なくとも次の資料を含めなければなりません。

- I. 取引を行う関連者の名前又は法律上の名前、住所及び税務上の居住地、並びに関連者間の直接及び間接の持分を示す関係書類
- II. 果たした役割又は行った活動、使用した資産及び各種取引について、納税者が負ったリスクに関する情報
- III. 各関連者及び各種取引について、関連者との取引とその金額に関する情報及び関係書類
- IV. 各種取引についての比較対象企業又は取引に関する情報及び関係書類を含め、LISRに基づいて適用された移転価格算定方法

さらに、LISRに定められている条件が適用される場合、関連者間取引に係る情報が含まれる、情報申告書（スペイン語の頭文字で「DIM」）の付録9を、翌年5月15日までに提出しなければなりません。

2022年の時点においては、関連者について国内と外国における違いは言及されていません。

メキシコ連邦租税法（スペイン語の頭文字で「CFF」）によれば、無申告、誤謬又は上記の書類の申告漏れには、9万9,590ペソから19万9,190ペソの罰金が科されます。

# 移転価格

## 比較対象年度

2022年の税制改正以降、比較対象企業の財務情報は分析対象年度と同年度である必要があります。2年以上の情報の使用については、事業年度または製品の商業的受容が数年にわたることが実証されている場合にのみ、認められています。

## 恒久的施設

メキシコ所得税法（LISR）において、恒久的施設（PE）は「事業活動全体もしくはその一部を行っているか又は独立した立場で人的役務を提供している事業所である。恒久的施設は、特に、支店、代理店、事務所、工場、作業場、施設、鉱床、採石場又は天然資源の探査、採取又は開発のための場所であるとみなされる」と定義されています。

マキラドローは恒久的施設と見なされることがないよう、その他の具体的な要件を満たすとともに、移転価格を準拠する必要がありますが、こちらの詳細については、後述のセクションで説明します。

## 移転価格文書化義務の免除

事業活動を行っており、直前の事業年度の収入が1,300万ペソ以下の納税者、及び当該年度における専門サービスの提供による収入が300万ペソ以下の納税者は、関連者間取引が独立企業間原則に従って行われたことを証明する文書を作成する必要はありません。文書化の作成義務がないとしても、常に納税者は独立企業間原則を準拠する必要があります。

## 優遇税制（タックスヘイブン）

反証がない限り、メキシコ居住者と税制優遇措置の対象となる法人との間における取引は、比較対象取引で独立当事者が使用するであろう価格及び対価の額を使用していない関連者間取引であるものとみなされます。

## 税務当局の調査

LISRによると、税務当局（SAT）は、関連者間取引が市場価格で実施されたかどうかを判定するために、当該取引を見直す権限を有しています。当該取引が「独立企業間原則」に準拠していないとみなされる場合には、次の事項が生じる可能性があります。

- I. 独立企業間での比較対象となる取引で使用されたであろう価格を正しく反映するため、納税者は、SATによる利益調整の指摘を受ける可能性があります。そうした調整の結果として生じた追加税額には、インフレ調整後に利息と罰金を加えた額を支払わなければなりません。
- II. メキシコ企業による外資系企業への支払いが当局のレビューの結果によっては、損金不算入とみなされる可能性があります。

移転価格スタディーは、SATが本結果に同意することを保証するものではありません。当局によるレビューのリスクを回避する唯一の方法は、SATから事前確認（APA）を得ることです。

## 移転価格に関する情報申告書（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）

メキシコにおける特定の業界（多国籍企業か否かに関わらず）に対する法整備の効率化を目的とした措置が実施されています。専門家で構成されたチームが、移転価格に関する調査を実施します。

この措置の一環として、OECD BEPS（税源浸食と利益移転）の行動13に基づき、ローカルファイルと国別ファイル、マスターファイルがメキシコにも導入されました。本件に関しては、個別にアドバイスを受けられることをお勧めします。



メキシコへの輸入

IMMEX – マキラドーラプログラム

# メキシコへの輸入

メキシコに輸入する予定のある者は、輸入業者ライセンス（輸入業者登録）を取得する必要があります。

また、輸入する商品によっては、特定の輸入業者登録の取得が必要な場合があります。

通関手続きは、認可を受けた通関業者を通じて行う必要があります。

## 背景

メキシコへの輸入には、以下の輸入関税と税金がかかります。

一般輸入税（スペイン語の頭文字で「IGI」）は、0%から50%の範囲で課税されますが、特定の品目には例外が適用される場合があります、原産地によっては、一部の品目に相殺輸入税が課される場合があります。

商品を輸入する際には、付加価値税（VAT）を支払う義務があります。税率は、税関課税価額の16%です。

すべての物品の輸入には、通関手数料（スペイン語の頭文字で「DTA」）が適用されます。適用される税率は、輸入品の関税評価額の0.8%です。

輸入時に使用する制度によっては、輸入関税や税金が異なったり、免税になる場合もあります。

## 非関税制限および規制

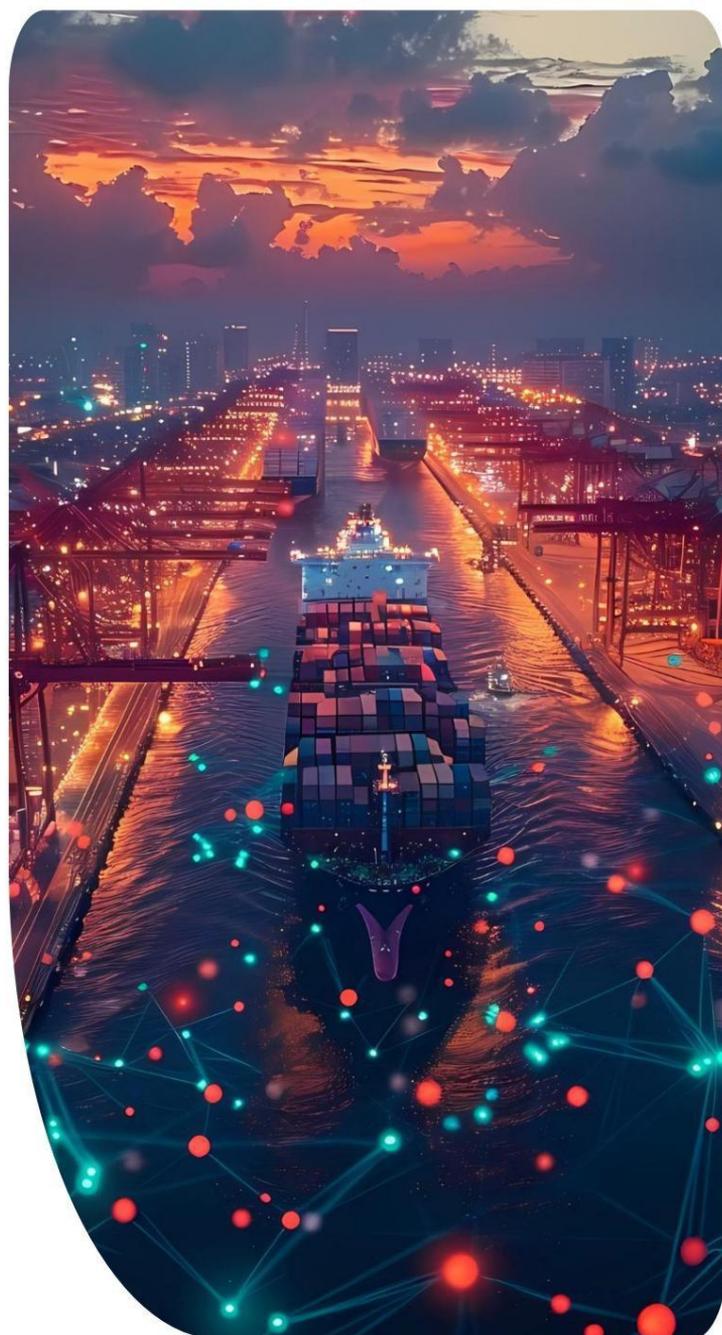
### （スペイン語の頭文字で「RRNA」）

メキシコ公式規格（スペイン語の頭文字で「NOM」）について、注意する必要があります。メキシコで商業化される製品を輸入する場合は、輸入前の段階で、適用されるRRNAを確認する必要があります。

輸入する商品の種類に応じて、保健認可、危険物許可、安全面に加えて、他のRRNAが適用される場合もあります。

## 自由貿易協定（FTA）

メキシコは50カ国以上と複数のFTAを締結しています。FTAを使用することで、特惠関税率やDTAが適用され、輸入者のコスト削減にもつながります。



# IMMEX - マキラドーラプログラム

## IMMEXプログラム

マキラドーラは、製造、マキラドーラ、輸出サービス産業プログラム(スペイン語の頭文字で「IMMEX」)に基づいて、事業を行うことを許可されているメキシコの企業です。

IMMEX は連邦政府が作ったプログラムであり、最終的には輸出される製品の製造やサービスの提供に使用される、商品の一時輸入を行うためのものです。

一時的な輸入においては、一般輸入税 (IGI)が課されず、通関手数料 (DTA) についても優遇を受けられる場合があります。

一時輸入品は、基本的にはVATの対象となりますが、IMMEXを取得した会社が、別途VAT認証を受ければ、VATの支払いが免除されます。IMMEX企業が特定の条件を適切に満たしていれば、VAT認証を受けられます。

## IMMEX プログラムの種類

- I. 統括企業 / 複数の会社を支配している統括企業の製造業が、単一のプログラムに統合される場合。
- II. 工業 / 最終的には輸出される商品を輸入し、その工業的なプロセスがメキシコ国内で行われる場合。
- III. サービス / 輸出される商品、または輸出サービスに関するサービスで、財務省の意見を取り入れながら、経済省が定めた経済活動のみに付与されるものである。
- IV. シェルター / メキシコ国外からの技術および資材供与を行うIMMEX拠点を、単一または複数の外国企業が利用できるが、該当の外国企業はメキシコ国内でIMMEXプログラムを直接運営するのではなく、メキシコにある拠点を通じて運営することが条件となる。
- V. アウトソーシング / 認定企業は生産設備を保有せず、IMMEX プログラムに登録されている第三者を通じて、製造業務を実行する場合。

## IMMEX企業になるメリット

このプログラムでは、生産プロセスに必要な物品を非課税で一時的に輸入することができます。輸入された商品は、最終的には輸出 (または該当サービスの輸出) するため、生産、加工、修理のために国内で使用されることになります。

これらの商品は次のカテゴリに分類されます。

- I. 輸出商品を構成するために、100%使用される原材料、部品、構成部品、および輸出商品の製造工程で消費される燃料、潤滑油、その他の資材、容器、包装、ラベル、パンフレット。
- II. コンテナや貨物トラック。
- III. 汚染管理のための設備や機器、研究または訓練、産業安全、通信およびコンピュータ、実験室、測定、製品試験、品質管理、または輸出品に直接関連する材料の取り扱いにかかわるもの、および生産工程に関係するものなど、生産工程に割り当てられた機械、設備、工具、器具、金型、交換部品および管理開発のための設備。



# IMMEX - マキラドーラプログラム

## IMMEX プログラムの対象者

少なくとも50万米ドル（またはメキシコペソ相当額）以上、海外に向けた売上規模のある会社、または請求書発行総額の少なくとも10%を輸出する、という条件を満たす場合、IMMEXプログラムへの申請が可能です。その他提出書類に加え、国際貿易一般規則（スペイン語の頭文字で「RGCE」）に準拠した、自動在庫管理システムを常時稼働させることが取得後の条件ともなります。

## IMMEX適用時の一時輸入

以下の場合、18か月以内に再輸出する必要があります。

- a) 輸出品の生産過程で消費される燃料、潤滑油、その他の資材
- b) 輸出品を構成するために、そのすべてが消費される原材料、部品、素材
- c) 容器や包装品
- d) ラベル、パンフレットなど

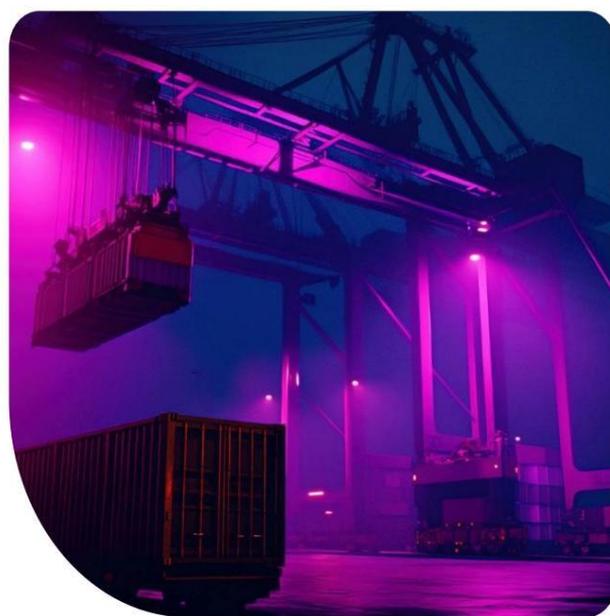
コンテナやトレーラーの場合は、最大2年です。

又、下記の物品はIMMEX認証がある限り、一時輸入のままです。

- a) 生産過程において使用される、機械、設備、工具、器具、金型、スベアパーツ等
- b) 汚染防止、研究、訓練、産業安全、通信およびコンピュータ、実験、測定、製品の試験、品質管理のための設備や装置、また輸出品や生産過程に関連する材料の取り扱いに関わるもの
- c) 管理開発のための設備

IMMEXを有する企業は、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）や他の自由貿易協定の規定に基づき事業運営を行うことが可能ですが、例外が適用される場合もあります。

IMMEXプログラムでは、付録24や年次報告書、その他条件を満たし、管理手続きが適切に行われている限りは、永続的に恩恵を受けることができます。要件を満たさない場合、プログラムの適用が取り消しになる可能性もあります。



# VAT認証

通常、付加価値税（VAT）は輸入時に課税されますが、IMMEXを有する企業は、別途VAT認証を取得していれば、輸入時にVATの支払いが免除されます。

VAT認証を取得するためには、特定の要件を満たす必要があります。その手続きは4～5ヶ月ほどかかります。この認証はIMMEXを有している企業のみが申請することができ、VAT認証を受けた場合、その有効期間は1年間で、年次更新が必要となります。VAT認証については、年間2,000米ドルのライセンス料が必要となります。

当局のウェブサイトを通じて、輸入品と輸出品の残高などを記載する月次報告書の提出が必須となります。

## メリット

IMMEXを有する企業は、一時輸入によって発生したVATの100%の支払免除を受けることができます。





財務報告書  
サステナビリティレポート  
監査要件

# 財務報告書 サステナビリティレポート 監査要件

## 財務報告書

上場企業はすべて、国際会計基準審議会（IASB）が定める、IFRS会計基準に従わなければなりません。ただし、金融機関と保険会社は、国内の会計基準に従う必要があります。中小企業向けIFRS基準を使用することはできません。

金融、保険業界の企業は、メキシコ会計基準委員会（スペイン語の頭文字で「CINIF」）が発行する、メキシコ会計基準（NIF）に加え、国家銀行証券委員会（スペイン語の頭文字で「CNBV」）と国家保険・証券委員会（スペイン語の頭文字で「CNSF」）が定めた、特定の要件を満たす必要があります。

メキシコにおいて非上場である国内企業は、NIFまたはIFRSのいずれかの会計基準を適用することができます。IFRSを適用する際は特段NIFに合わせる必要はありません。実際には、ほとんどの企業がNIFを使用していますが、一部の大規模非上場企業は、IFRSを適用しています。

CINIFは、NIFとIFRS会計基準の差異を解消、または小さくするためのコンバージェンス・プロジェクトを継続的に実施しています。現在、非上場である国内企業が適用しているNIFは、IFRS会計基準と非常に似ています。定期的にCINIFは、NIFとIFRS会計基準の主な差異に関する分析を作成しています。

法定および税務上の目的では、NIFとIFRS両方の会計基準を使用した報告が許容されています。

## サステナビリティレポート

メキシコでは、IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」、IFRS S2「気候関連開示」、および将来のすべてのIFRS持続可能性開示基準を含むISSB（国際サステナビリティ基準審議会）基準の適用が義務付けられています。これらの要件は、金融機関を除く、上場企業に適用されており、公的説明責任を負わない非上場企業は、ISSB基準に従ったサステナビリティ情報開示の要件の対象にはなりません。

しかし、CINIFはNIS A-1とNIS B-1と呼ばれる、2つの国内サステナビリティ報告基準（NIS）を定めており、これらはISSB基準の要素を一部組み込んでいます。非上場企業は、自主的にNISを適用し、サステナビリティ情報を報告することができますが、現在、法的または規制上の義務はありません。



## 税務監査報告書 (Tax Report)

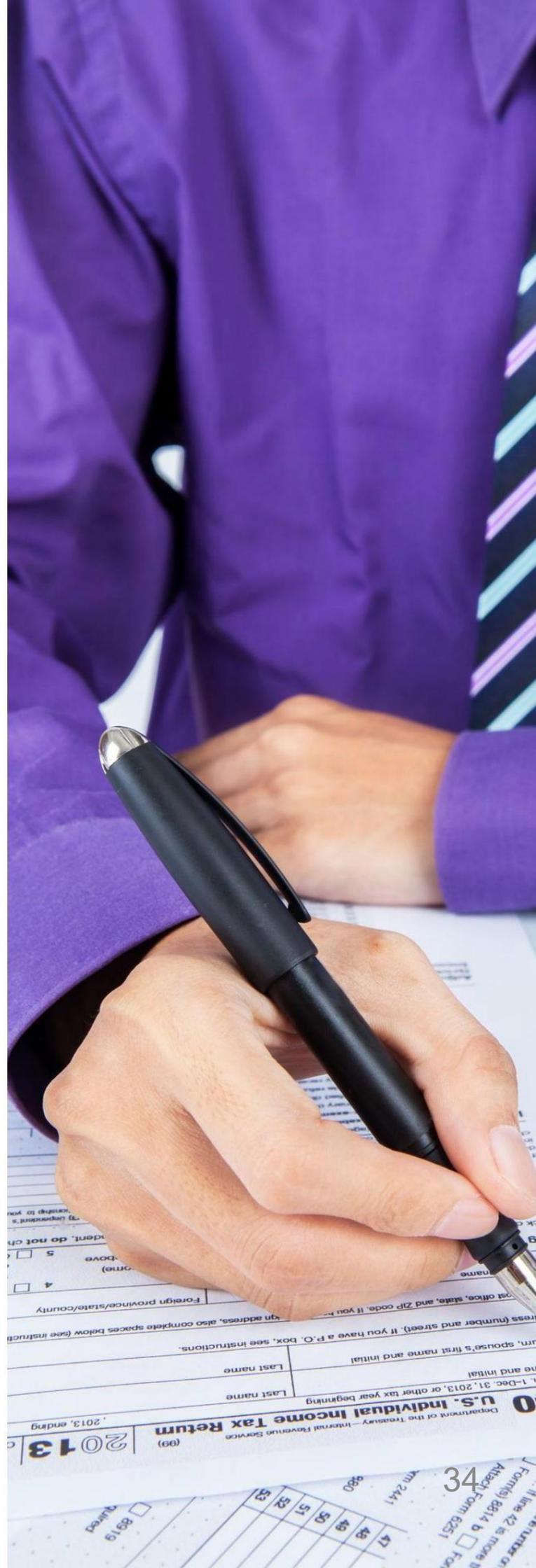
SATが定める一定の基準を満たす納税者は、公認会計士 (CPC) が作成した、税務監査報告書を提出する必要があります。前会計年度の年間益金算入総額が約 19億ペソ以上である納税者、メキシコ証券取引所に上場している株式を保有する法人などに提出義務があります。

これらの税務監査報告書は、会計年度の翌年5月15日までに提出しなければなりません。

## 法務上の要件

定款およびメキシコ会社法 (スペイン語の頭文字で「LGSM」) 第78条及び第80条に基づき、法人は定款に定められた期限内に少なくとも年に1回、株主総会もしくはパートナー会議を開催する必要があります。通常株主総会では、前年度の財務諸表の承認が含まれる必要があり、遅くとも翌年4月30日までに開催しなければなりません。株主総会での承認のために、監査済財務諸表を提出することは特に義務付けられていませんが、事業関係者の間では監査済の財務諸表を提出することが、ベストプラクティスだと考えられています。

また、LGSM第164条に基づくと、監査人「コミサリオ」 (Comisario) は、各法人の監督機関として機能し、社会活動の監視に責任を負います。この義務は実務上、独立した公認会計士が実施できる財務諸表に対する監査と同様の、独立したレビューが必要となります。会計事務所や監査法人の担当会計士は、事務所の独立性に関する方針により、コミサリオに名前を連ねることに制約がある場合があります。





勞務

# 労務

## 労務に関する考慮事項

メキシコの労働法においては、従業員を雇用する際に様々な雇用形態があります（工事請負契約、試用期間雇用契約、有期雇用契約、研修契約等）。

## アウトソーシングサービス

個人または企業が自身の従業員を、別の企業や個人の利益となるために提供する、というアウトソーシング（およびインソーシング）サービスは、原則禁止されています。

例外として、定款に記載された事業目的の範囲外、またはサービス受領者の主要な事業活動に該当しない専門サービスの提供や特別なプロジェクトの実行については、適切に登録している限り、認められます。

上記で言及したような専門サービスを提供する個人や法人は、労働省よりREPSEという認可を得る必要があります、その認可を得るためには提供するサービスの専門性を示し、労務・税務・社会保障上の義務を順守している必要があります。

REPSE は3年ごとに更新する必要がある、要件を満たしていない場合は、労働省が申請を却下したり、登録が取消される場合もあります。

## 勤務時間と休日

労働法では、従業員が残業せずに働ける時間は週48時間\*までと定められています。しかし、実際には多くの企業においては、週40～45時間までの労働時間が主流です。1週間は7日に分割されています。

\* 2026年まで。その後は2030年までに段階的に2時間ずつ減少し、最終的には週40時間となる。

従業員は6日間の勤務ごとに1日の有給休暇を取得する権利があります。日曜日に出勤する従業員は、日割賃金の少なくとも25%がプラスされた賃金を受け取る義務があります。

労働法の規定により、日勤（8時間）、夜勤（7時間）、交代制勤務（7時間半）の3つの勤務体系が定められています。交代制勤務は日勤と夜勤が組み合わさったものです。これらの時間を超える労働については、時間外労働と見なされ、1週間のうちの時間外労働の最初の9時間は2倍の金額、週9時間を超える時間外労働については、3倍の金額を支払う義務があります。

## 従業員利益分配金（PTU）

メキシコの企業は利益が発生した年の課税所得の10%を従業員に支払う義務があり、該当年度において60日間以上、勤務をした従業員が支給対象となります。

ただし、以下の条件を満たす企業は、従業員への利益分配金の支払が免除されます。

- I. 新規設立された法人（事業開始1年目は支払免除）
- II. 新製品を製造するために新たに設立された法人（事業開始2年間は支払免除）

### 国民の祝日

- I. 1月1日：元旦
- II. 2月の第1月曜日：憲法記念日
- III. 3月の第3月曜日：ベニート・ファレス誕生日
- IV. 5月1日：労働者の日
- V. 9月16日：独立記念日
- VI. 11月の第3月曜日：革命記念日
- VII. 12月25日：クリスマス
- VIII. 10月1日：メキシコ大統領交代（6年ごと）
- IX. 選挙日（選挙管理委員会の決定に基づく）

# 労務

- III. 採掘産業に従事する新規設立法人（採掘期間中は免除）
- IV. 公的および民間福祉機関
- V. 労働省が定めた一定の最低収入基準を満たさない企業

利益分配は、会社の取締役（ディレクター層）、ゼネラルマネージャーを除く、すべての従業員に支払われることが義務付けられています。利益分配は、年次確定申告書の提出後、60日以内に支払われなければなりません。

利益分配の額は、労働者の給与の3か月分、または過去3年間に受け取った利益分配額の平均額の2つを比較して、各労働者にとって有利な金額が上限として採用されます。

## 雇用関係の終了

労働法で定められた条件の下、雇用主は責任を負うことなく、従業員を解雇することができます。その場合、従業員は解雇手当を受け取る権利がありません。ただし、労働裁判所から文書の提出が求められる場合がありますので、その際の記録や雇用関係に関する書類は保管されることが望ましいです。

正当な理由なく解雇された従業員は、3か月分の給与と、勤続手当として、最低賃金の2倍 x 12 x 勤続年数、に値する退職補償金を受け取る権利を有します。

一方、労働法によれば、雇用契約が終了した従業員は、正当な理由なく解雇された、または提示された理由が不当であると主張して、解雇通知から2か月以内に労働裁判所に復職訴訟を申し立てることができます。

上記の場合において、雇用主が従業員の復職を拒否した場合、雇用主は勤続年数1年ごとに20日分の給与の補償を支払うこととなりますが、将来的な訴訟の可能性や衝突を避けるために、解雇の際に同補償金を支払う会社もあります。

従業員が自主退職をする場合、雇用期間中に発生した未払金（未払給与、クリスマスボーナス比例分等）のみを受け取る権利があります。

## クリスマスボーナス

年間のクリスマスボーナス（スペイン語ではアギナルド「Aguinaldo」）、少なくとも15日分の給与を従業員に支払うことが定められており、12月20日までに支払わなければなりません。

## 休暇

同じ雇用主のもとで1年間勤務した場合、12日間の有給を取ることができます。この期間は、就業年数ごとに2日間ずつ増えていきます（最大20日間）。

6年目以降は、勤続5年ごとに日数が2日ずつ増加します。不定期な季節労働に従事する労働者は、年間労働日数から算出された割合分の有給日数を取得する権利を有します。

さらに従業員は、有給取得時に給与額の25%以上の有給取得ボーナスを得る権利があります。

勤続年数	法定上の有給日数
1	12
2	14
3	16
4	18
5	20
6～10年	22
11～15年	24
16～20年	26



# 個人への課税

## メキシコでサービスを提供する 外国人（駐在員）

メキシコ国内でサービスを提供する従業員に適用される可能性のある、2つの個人所得税制度があります。適用される制度は、従業員が所得税の課税対象として、メキシコ居住者とみなされるかどうか（国境都市での就労、米国に居住しながらメキシコで就労する外国人従業員など）によって異なります。

個人がメキシコにおいて税務上の居住者と見なされるかどうかを判断するには、メキシコ国内に居住地があるか、メキシコに常駐地があるか、メキシコ国籍を有しているか、メキシコと個人の居住国の間に租税条約が存在するか、メキシコ以外の国と実質的な経済的繋がりがあるかなど、さまざまな要素を評価する必要があります。個人の税務上の居住地を決定するためには、それぞれの状況をケースバイケースで分析することが求められます。

メキシコに居住し、給与を得ている外国人従業員は、通常の所得税率の対象となり、該当する納税義務と納税申告書の提出が義務付けられています。メキシコで支払う税金は、各国の租税条約に基づき、定められている要件と手続きが遵守されている限り、母国において税額控除の対象となります。

メキシコで長期間（国境都市の従業員など、12か月間、連続または不連続で、183日以上滞在している場合）働く非居住者である従業員は、暦年に受け取った収入に次の税率を適用して所得税を支払う必要があります。

- I. 年間125,900ペソまでは免税
- II. 125,901～1,000,000ペソまでの所得については、15%の税率
- III. 1,000,000ペソを超過する所得については、30%の税率

非居住者である従業員に給与の支払いを行う者が、メキシコ国内に恒久的施設（PE）を有する場合、もしくはメキシコ居住者である個人または法人の場合は、所得税を源泉徴収しなければなりません。そうでない場合に関しては、駐在員等の納税者が所得を得てから15日以内に、納税申告書を提出し、納税を行う必要があります。

メキシコ国内にPEを持たない、又はPEを有するもののその役務提供がPEに関連しない外国人居住者である個人または法人によって支払われる給与、及び役務提供による報酬については、役務提供者が12か月間、連続または不連続で、183日未満、メキシコ国内に滞在している場合においては、所得税の支払いは免除されます。

## 移民関係

外国の親会社を代表する者がメキシコ子会社のマネージャーやアドバイザーとして、メキシコに長期間滞在することは非常に一般的です。外国人がメキシコ国家移住庁（INM）に申請できるビザにはいくつかの種類があり、メキシコに180日以上、4年以下の滞在を希望する個人の場合は、一時滞在カード（就労許可の有無に関わらない）、もしくはメキシコでの永住を希望する個人の場合は、永住カードを申請することができます。個人のニーズに最も適した居住条件を取得するためには、それぞれのケースを分析することが重要です。

一時滞在者カードは、少なくとも  
180日～4年までの期間、滞在する方向けです

# その他の税務上の留意点

## メキシコにおける電子請求書

メキシコの納税者は、請求書の提出方法、特別な手続の実施等、きちんと内容を理解する必要があります。順守されていない場合には、不利な結果を招く可能性があり、メキシコでの事業に影響を及ぼすことにもなり得ます。税務当局は、納税者が常に最新情報をチェックすること、電子請求書の使用を求めています。

電子請求書、いわゆるCFDI（スペイン語「Comprobante Fiscal Digital por Internet（インターネット上でのデジタル税務証憑）」の頭文字）の発行は必須とされており、現在、有効とされているバージョンはCFDI 4.0です。本バージョンにおいては、インボイスの真正を証明するためにデジタル署名が必要とされています。

CFDIの目的は、納税者による情報の正確性と品質を高めると同時に、税務関連プロセスの簡素化、自動化です。電子請求書の主な特徴は以下の通りです。

- I. 納税者情報と一致させるためのデータ検証を行う
- II. 納税者と紐づいている納税スキームの自動認識
- III. データ登録と郵便番号入力の自動化
- IV. 承認済認証プロバイダ（スペイン語の頭文字で「PAC」）で、税務当局（SAT）のデータベースと照らし合わせ、納税番号（RFC）の有無と検証を実行。RFCがない場合、インボイスは認証することができず、メキシコ国内においては税務上、有効な証憑とはみなされない
- V. 金額、四捨五入計算手続きの承認
- VI. 税務目的のための論理的検証メカニズム
- VII. 最大18件の国際カタログ（データベース）を使用し、特定の情報入力を制限

- VIII. 既存の情報を支払プロセスに組み込むことで、納税申告書を提出する際に、申告フォームに自動的に納税者情報を入力
- IX. 給与明細書（支払明細書）や支払領収書も電子請求書と同様の特徴で電子発行される
- X. 請求書のキャンセルについては、請求書の発行者が税務メールボックスを通じて、受取人にキャンセル依頼を送信する義務がある。さらには、CFDIをキャンセルする理由を選択肢から選ぶ必要があり、受取人は、72時間以内に該当キャンセル申請を承認または拒否の必要がある
- XI. 請求書の支払いが分割、または掛け払い決済を通じて行われる場合、追加のCFDIを発行する必要がある



# メキシコの電子会計

## 背景

メキシコの商法では、商売を行う者が会計システムを維持する責任があると明確に規定しており、各事業の特定の側面に最も適した手段、リソース、およびシステムを用いて実施することができるとされています。

商法第16条および第33条によると、以下のことが定められています。

### 記録システムとしての保管書類や要件は以下の通り

- a) 総勘定元帳
- b) 議事録
- c) 印刷物または電子媒体で作成することができる（商法第34条）
- d) 商売を行う者が外国人であっても、記録はスペイン語で行わなければならない（商法第37条）
- e) 領収書、帳簿、会計記録は、少なくとも10年間保管されなければならない（商法第38条および第46条）

一方、連邦税法典（CFF）第28条では、会計記帳を行う義務を負うものは、税法によると、以下の内容を順守する必要があります。

### 税務会計の構成要素は以下の通り

会計帳簿・システム・台帳、ワーキングペーパー、勘定明細書、特別仕訳、帳簿、企業登録、在庫管理、評価方法、データ処理可能な媒体の情報、税務記録の電子システムまたは機器、各入力情報の裏付けとなる文書、税法の遵守に関連する文書および情報、益金と損金を証明するエビデンス、およびその他の法律に準拠するもの

連邦税法規則（RCFF）に定められた要件、および SAT によって定められた一般規定を満たすことが大切です。

仕訳や入力、RCFFやSATが定める規定に従って、電子媒体で保管されなければなりません。これらの仕訳や入力情報を裏付けるサポート資料は、納税者の税務上の居住地において、閲覧できる状態でなければなりません。

毎月、電子会計に関連する一般規則に従って、税務局（SAT）のページに情報をアップロードします。

さらに、RCFFの第4章第33条において、連邦租税法（CFF）第28条I及びII項を満たすためには、以下の事項を遵守しなければなりません。

### 会計を構成する文書および情報

- a) 記録または補助元帳、勘定科目一覧表、それぞれの仕訳伝票
- b) 納税番号（RFC）登録の通知または申請、その裏付けとなるサポート資料
- c) 年次確定申告書、情報申告書、月次、隔月、四半期ごとの納税申告書、納税支払証明書
- d) 口座明細書、銀行残高調整表、投資口座明細書、クレジットカードやデビットカードの使用明細書、ガソリンカードやキャッシュクーポン等の明細書
- e) 納税者が当事者となっている株式や各種証券
- f) 個人との雇用契約書や役員提供契約関連書類、社会保険やその拠出に関連する登録や通知を行っているとする文書
- g) 税関または貿易に関する輸出入の書類
- h) 必要な内部統制に準拠したすべての取引、行為、活動の記録の文書化および情報
- i) 適用される税法に基づく、前述以外の申告書

# メキシコの電子会計

## 記録や仕訳においては、次のような留意点があります

- 取引が行われた月、できれば 5 日以内に、取引内容を分析し、実際に仕訳を行うこと

- 実行された時系列順に、すべての取引を記述的に仕訳帳にまとめること。それぞれの取引に対応する借方と貸方の振替も明記し、会計上の勘定科目名、期首残高、当該期間における各勘定科目の借方と貸方の合計額、および期末残高をまとめること

- 各取引、行為、活動とそれぞれの特徴を識別し、納税証明書類に割り当てられた番号、またはサポート資料と結びつけることで、支払方法、個別の拠出金、割合、割当額（拠出金を支払ってはいない取引を含む）等を確認できるようすること

- 行われた固定資産投資を識別できるようにして、資産の取得日または投資が行われた日、その投資に関する内容、投資額、年間償却率、償却開始を指定する

- 各取引を、口座の最終残高と一致するように結び付ける

- 基本的な財務諸表、補助勘定を含む残高試算表、およびそれらの財務諸表の注記を作成する

- 返品を受領や割引またはリバートの付与により、取消しや返金の必要がある取引を特定する

- 購入または生産された商品、原材料および完成品または半製品に該当する製品、販売・寄付・破棄された商品を特定する

- 現地通貨で金額を入力し、スペイン語で表記する。外貨建の金額は換算し、各取引で使用される為替レートを明記する
- 支店または事業所ごとに業務を識別し、コストセンターを設置する
- 日付、品目の説明、金額または単位と測定単位、支払方法や手段を明確にする
- 納税者の銀行口座の入金と出金を識別し、実行された取引とそのサポート資料を照合できるようにする
- 輸入VAT 額を含む支払 VAT 額を明確にする

## 電子会計とは

電子会計とは、電子的または光学的な手段で、記録や仕訳を保存し、毎月SATのウェブページを通じて、会計情報をアップロードする義務です。

会計情報の月次処理に正式に準拠するためには、試算表と、それを読み取るためのSAT指定のグループ化コードを含む勘定科目表のみを送信します。

さらに、納税者は、以下の場合にのみ、仕訳伝票と補助元帳の電子情報を作成し、SAT に提出しなければなりません。

- SATが、納税者または関連する第三者への検査権限を直接行使した場合
- 納税者が税金の還付申請や相殺請求をした場合

各年度の税務細則の規定に従い、電子会計の明細を記載したXMLファイルとして月ごとに作成します。

# メキシコの電子会計

電子会計情報は、税務メールボックス、またはSATポータル  
の該当項目を通じて、XML形式で送信されます。情報  
は有効な電子署名（Efirma）と共に送らなければなり  
ません。

さらに、送信後の数か月間は、以下の事項を遵守する必要  
があります。

初めて申告する場合や、既に申告済の総勘定元帳勘定や  
補助元帳勘定を変更・追加する場合に限り、試算表と一  
緒に勘定科目表を送信する必要があります。

電子会計報告書は、納税者が通常適用する会計フレーム  
ワークに基づいて作成されなければならない、適用する下記の  
会計基準を満たし、会計事務所等の専門家によって作成  
されなければなりません。

- ・メキシコ会計基準（NIF）
- ・US GAAP
- ・国際財務報告基準（IFRS）

SATの勘定科目表は、各勘定科目タイプのグレーピングコー  
ドを有し、下記のような特定の勘定科目で構成されていま  
す。

- ・資産・負債・資本
- ・収益・原価・費用・金融包括利益または損失
- ・税務用の特別勘定（CUCA 税務上の資本 / CUFIN 税  
務上の利益 / 年間インフレ調整）

試算表は、税務上の目的において、主に以下の点を反映  
する必要があります。

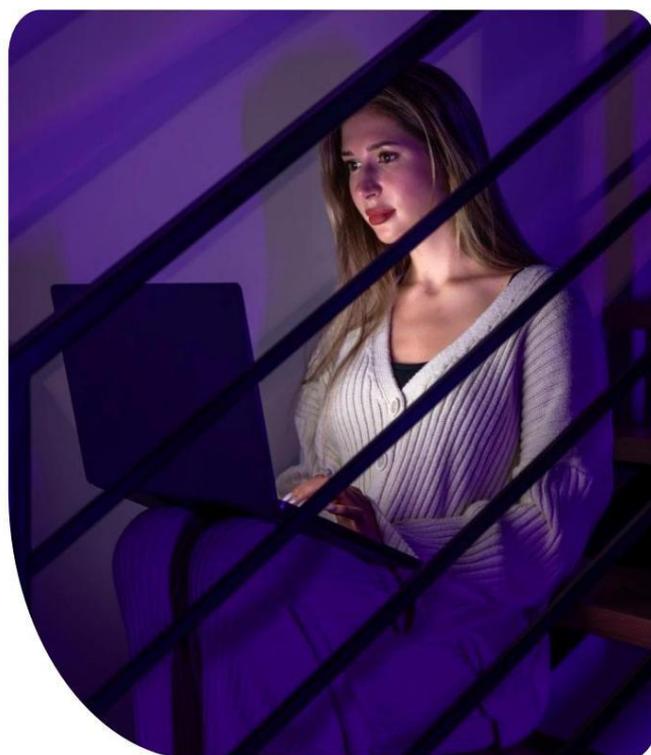
- ・未収税金および未払税金
- ・支払/未払VAT、受取/未収VAT
- ・VAT税率ごとの収入
- ・損金不算入項目の特定
- ・CUCA、CUFIN、年次インフレ調整額など、税務上の科目  
の推移

暦年（1月1日～12月31日）の決算時の残高試算表には、  
会計年度末に行う税務申告調整を含める必要がありま  
す。

仕訳伝票と補助元帳には、明細として、相手先の納税者  
番号（RFC）、支払方法、電子証憑（CFDI）の税務番  
号またはコード（UUID）を含める必要があります。

CFDIを仕訳に結び付けることができない場合は、すべての証  
憑税務番号、税務番号（Tax ID）、および会計記録をサ  
ポートする領収書の内容を結び付ける「補助元帳レポート」を  
作成します。

定められた税務要件に従って会計処理が行わなかった場  
合、法律で定められた要件を満たしていないとみなされ、費  
用等の損金算入は不可となります。



# マネーロンダリング対策と テロ資金供与対策の規定

マネーロンダリング対策およびテロ資金対策（AML/CTF）に関しては、FATF（金融活動作業部会）を含む、様々な国際機関の協力のもと、メキシコはAML/CTFポリシーを適用するための金融および安全に対する義務的な管理体制を確立しています。テロ行為等の違法行為に対する資金提供や不法行為から発生した資金の取引を特定し、その防止に努めています。

メキシコ政府は国レベルでAML/CTFに対する法的な枠組みへの準拠を設計、監視、保証するために、さまざまな機関や権威を定めています。金融機関、保険会社、貯蓄機関、非金融機関（FATFが特定非金融業者及び職業専門家DNFBPsと定める機関）などに向けた監督機関を任命し、さらに違法行為から得た資金（多くは麻薬取引や汚職に関与）や違法行為を手助けしたことにより得た資金、あるいは世界のあらゆる場所におけるテロ攻撃を含む、犯罪行為に資金提供と潜在的に繋がりがあがる人物を検挙、調査し、機関である金融情報ユニット（FIU）を任命しています。

金融機関、保険会社、貯蓄機関、DNFBPsは、いかなる種類の取引を実行する前に、顧客の情報を得る必要があります。そして、AML/CTFコンプライアンスプログラムの一環として、リスクレベルにより分類し、取引における挙動を追跡し、疑いのある取引等の一定の取引内容について、報告しなければなりません。

さらに、金融機関と保険代理店は、自動化システムを備え、従業員に対して毎年AML/CTFトレーニングを実施し、地方政府監督当局にAML/CTFコンプライアンスプログラムの効率に関する監査レポートを提出する必要があります。

過去数年間、メキシコのFIUはマネーロンダリング業者、テロリスト、テロ資金提供者の資産を凍結する政策を堅持しており、地元経済の成長と発展にさらなる安定と信頼をもたらし、外国投資を増加させています。

メキシコのマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策制度、特に義務主体に関する制度には、関連するリスクを管理し、取引相手との信頼関係を構築できる強固な規制があります。

さらに、この分野での実践を強化することを目的としてコンプライアンスシステムを導入する企業がますます増えています。



## お問い合わせ先

メキシコシティ  
グラントソントン・メキシコ

Periférico Sur 4338  
Jardines del Pedregal, 04500 Coyoacan,  
Mexico City

電話番号：+52 55 5424 6500

電話番号：01 800 614 6808

担当者：セルヒオ・アルバロ

Eメール：[sergio.arevalo@mx.gt.com](mailto:sergio.arevalo@mx.gt.com)

担当者：比留川 茜

Eメール：[akane.hirukawa@mx.gt.com](mailto:akane.hirukawa@mx.gt.com)

担当者：加藤 希美

Eメール：[kimi.kato@mx.gt.com](mailto:kimi.kato@mx.gt.com)

また以下の州にも事務所があります。

・アグアスカリエンテス

・シウダッド・フアレス

・グアダハラハラ

・モンテレイ

・プエルト・バジャルタ

・ケタロ

・ティファナ

詳細については、下記のサイトをご覧ください。

[www.grantthornton.mx](http://www.grantthornton.mx)

